

指定（介護予防）福祉用具貸与事業所 青森ウイールチェアー運営規程

（事業の目的）

第1条 有限会社青森ウイールチェアーが開設する指定（介護予防）福祉用具貸与事業所 青森ウイールチェアー（以下「事業所」という。）が行う指定福祉用具貸与及び指定介護予防福祉用具貸与の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の福祉用具専門相談員が要介護状態又は要支援状態にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、適切な指定福祉用具貸与及び指定介護予防福祉用具貸与（以下「指定福祉用具貸与等」という。）を提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 2 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、事業所の福祉用具専門相談員は、要介護者の心身の特性を踏まえ、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものとする。
 - 3 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、事業所の福祉用具専門相談員は、要支援者状態の利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、要支援者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、要支援者の生活機能の維持又は改善を図るものとする。
 - 4 事業所は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止又は要介護状態となることの予防並びに介護者の負担の軽減に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
 - 5 事業の実施に当たっては、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者などの地域の保健医療サービス及び福祉サービスを行う者との綿密な連携に努めるものとする。
 - 6 指定福祉用具貸与等の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な相談又は助言を行うとともに、居宅介護支援事業者へ情報の提供を行うものとする。
 - 7 前6項のほか、「青森市指定居宅サービス事業者等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成25年青森市条例第8号）、「青森市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」（平成25年青森市条例第9号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 有限会社 青森ウイールチェアー
- (2) 所在地 青森市大字八ツ役字矢作 74 番地 8

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(常勤職員、福祉用具専門相談員と兼務)

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定福祉用具貸与等の提供に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行います。また、自らも指定福祉用具貸与等の提供に当たるものとする。

- (2) 福祉用具専門相談員 7名(常勤職員5名・非常勤職員2名・うち1名は管理者と兼務)

福祉用具専門相談員は、利用者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、あるいは介護者等の負担を軽減するよう、適切な福祉用具の選定を行うとともに、その相談に応じる。指定福祉用具貸与計画又は指定介護予防福祉用具貸与計画の作成・変更等を行い、指定福祉用具貸与等の提供に当たる。

計画の作成後、実施状況の把握(以下この条において「モニタリング」という。)を行う。計画に、基づくサービス提供の開始時から6月以内に少なくとも1回モニタリングを行い、その継続の必要性について検討を行う。

モニタリングの結果を記録し、居宅サービス計画を作成した指定居宅介護支援事業所に報告する。

- (3) 事務職員 3名(常勤職員2名・非常勤職員1名)

必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。

ただし、国民の祝日及び8月13日、12月29日から1月3日までを除く。

- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(指定福祉用具貸与等の提供方法)

第6条 指定福祉用具貸与等の提供方法は次のとおりとする。

- (1) 福祉用具専門相談員が、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、福祉用具の機能、利用料、全国平均貸与価格等に関する情報を提供し、使用方法の指導、留意事項、故障時の対応等の説明を行った上で、指定福祉用具貸与計画又は指定介護予防福祉用具貸与計画を作成し福祉用具の貸与に係る同意を得る。

- (2) 対象福祉用具に係る指定福祉用具貸与等の提供に当たっては、利用者が指定福祉用具貸与等、又は指定特定福祉用具販売及び指定特定介護予防福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状態等を踏まえ、提案を行う。
- (3) 利用者が適切な福祉用具を選択するために、同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供する。
- (4) 福祉用具専門相談員が、機能、使用方法、安全性、衛生状態等の点検を行う。

(取り扱う種目)

第7条 指定福祉用具貸与等において、取り扱う福祉用具の種目は次のとおりである。

- | | | |
|-----------|----------|---------------|
| ① 車いす | ⑥ 体位変換器 | ⑪ 認知症老人徘徊感知機器 |
| ② 車いす付属品 | ⑦ 手すり | ⑫ 移動用リフト |
| ③ 特殊寝台 | ⑧ スロープ | ⑬ 自動排泄処理装置 |
| ④ 特殊寝台付属品 | ⑨ 歩行器 | |
| ⑤ 床ずれ防止用具 | ⑩ 歩行補助つえ | |

但し、①～⑥、⑪及び⑫は、特別に使用の必要性が認められた方以外の軽度者（要支援1・2、要介護1）には貸与しない。⑬は、特別に使用の必要性が認められた方以外の要介護3以下の利用者には貸与しない。

⑧の固定用スロープ、⑨の歩行器（歩行車を除く）、⑩の単点杖（松葉づえを除く）及び多点杖に関しては、特定福祉用具貸与等又は、指定特定福祉用具販売及び指定特定介護予防福祉用具販売のいずれかを利用者が選択できる対象種目です。

(利用料その他費用の額)

第8条 指定福祉用具貸与等を提供した場合の利用料の額は、別紙料金表（カタログ）に記載されている額とし、当該指定福祉用具貸与等が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

2 貸与期間が1月に満たない場合の利用料の算定方法は以下のとおりとする。

- (1) 契約の開始日がその月の15日以前の場合は、月額レンタル料の額
契約の開始日がその月の16日以後の場合は、月額レンタル料の1/2相当額
- (2) 契約の終了日がその月の15日以前の場合は、月額レンタル料の1/2相当額
契約の終了日がその月の16日以後の場合は、月額レンタル料の額

3 第8条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定福祉用具貸与等に要した交通費は、通常の事業の実施地域を越えても徴収しないものとする。

4 搬出入に特別な措置が必要な場合の費用は、徴収しないものとする。

- 5 指定福祉用具貸与等の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、その内容及び支払いに同意する旨の文書に署名を受けるものとする。
- 6 法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与等に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、青森県内の次の市町村とする。

- ・青森市・弘前市・八戸市・黒石市・五所川原市・十和田市・三沢市・むつ市
- ・つがる市・平川市 (10市)
- ・平内町・今別町・外ヶ浜町・鯨ヶ沢町・深浦町・板柳町・中泊町・野辺地町・七戸町
- ・五戸町・六戸町・横浜町・東北町・大間町 (14町)
- ・六ヶ所村・東通村・風間浦村・西目屋村・蓬田村 (5村)

(衛生管理等)

第10条 事業所は、従業者の清潔の保持と健康状態について必要な管理を行うとともに、事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めることとする。

2 福祉用具の消毒及び保管については、次の事業者へ委託する。

株式会社日本ケアサプライ	青森市大字野木字野尻 37 番地 511
株式会社ランダルコーポレーション	青森市原別 8 丁目 9 番 1
パラマウントケアサービス株式会社	青森市大字油川字岡田 6 番地 4
日建リース工業株式会社	青森市大字野木字野尻 33 番地 1

3 事業所は、委託業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録するものとする。

(事故発生時の対応)

第11条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行うものとする。

2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をするものとする。

3 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行うものとする。

(苦情処理)

第12条 事業所は、利用者に対するサービス提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、提供したサービスに関し、介護保険法第 23 条の規定により市町村が行う質問若しくは照会に応じ、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会の指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

- 第 13 条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

- 第 14 条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。
- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - (3) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

- 第 15 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定福祉用具貸与等の提供を継続的に実施するために、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
 - 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(身体的拘束等)

- 第 16 条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 17 条 事業所は、福祉用具専門相談員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後 3 ヶ月以内
- ② 継続研修 年 4 回

- 2 従業者及び従業者であった者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 事業者は、従業者である間及び従業者でなくなった後においても、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、その旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 事業者は、利用者へのサービス提供に関する諸記録を整備し、利用者との契約終了の日から 2 年間保存する。また、事業者は、請求及び受領に係る記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとする。
- 5 事業者は、適切な指定福祉用具貸与等の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であった業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより福祉用具専門相談員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は有限会社青森ウイールチェアーと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、令和 6 年 8 月 1 日から施行する。